

行政の透明性向上のための予算執行等の在り方について

〔平成25年6月28日
閣議決定〕

国民本位で、時代に即した合理的かつ効率的な行政を実現する観点から、適切に予算執行等に努めることが政府に求められていることを踏まえ、「予算編成等の在り方の改革について」（平成21年10月23日閣議決定）に基づく取組に代えて、以下の対応を行う。

政府は、各府省庁統一的に、予算執行等に係る情報の公表等を適切に行い、外部からの検証や情報の積極的な活用を可能とすることにより、予算執行等の効率性の向上を図るとともに、行政に対する信頼の向上を目指すこととする。

なお、「行政事業レビューの実施等について」（平成25年4月5日閣議決定）に基づく取組も踏まえ、予算執行等に係る情報の公表等に関する指針を内閣官房行政改革推進本部事務局において作成することとする。